



平成 21 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社サーラコーポレーション  
代表者名 取締役社長 神 野 吾 郎  
(コード番号 2 7 3 4 東証・名証第 1 部)  
問合せ先 経営企画室長代理 鈴 木 幸 一  
(TEL. 0 5 3 2 - 5 1 - 1 1 5 5)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 2 月 26 日開催予定の第 7 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更の目的

- (1) 金融商品取引法施行に伴い、現行定款第 2 条につき、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法施行時に無効であるとみなされている現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条、第 11 条の内容につき、規定の削除を行うものであります。
  - ② 現行定款第 12 条の手数料の定めは、株券再発行手数料や、株券喪失登録請求の手数料がなくなることから削除を行うものであります。
  - ③ 会社法第 221 条第 1 項により、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過していない場合は、株券喪失登録簿を作成して備え置かなければならないことから附則を設けるものであります。
  - ④ 上記の変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>1. ～34. (条文省略)</p> <p>35. 損害保険会社および生命保険会社に対する<u>特定証券業務(証券取引法第 65 条の 2 第 11 項)</u>の委託の斡旋および支援</p> <p>36. ～55. (条文省略)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. ～34. (現行どおり)</p> <p>35. 損害保険会社および生命保険会社に対する<u>特定金融商品取引業務(金融商品取引法第 33 条の 8 第 2 項)</u>の委託の斡旋および支援</p> <p>36. ～55. (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、500株とする。 ② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: right;">(新設) (新設)  (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、500株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。  (以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削除する。</u></p>
---	--

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成21年2月26日(木)  
定款変更の効力発生日 平成21年2月26日(木)

以 上